姫路市子育てガイドブック協働発行事業要求水準書

1　概要

本要求水準書は、就学前児童をもつ家庭に子育てに関する情報を提供するため、姫路市（以下「市」という。）の子育て支援に係る各種制度、事業及び手続等に関する行政情報に、企業等の広告（以下「広告」という。）を加えた「姫路市子育てガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）を、市と民間事業者等（以下「協働発行事業者」という。）が協働して発行するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2　発行時期及び発行部数等

⑴　発行時期

- 令和９年度版　令和９年９月下旬（予定）
- 令和１０年度版　令和１０年９月下旬（予定）
- 令和１１年度版　令和１１年９月下旬（予定）

⑵　発行部数

２５，３００部／年（令和１０年度及び令和１１年度の部数については、市と調整を行うこと。）

※　協働発行事業者が広告主等へ提供する部数は含まない。

⑶　配布期間

各年９月下旬頃～翌年９月下旬頃（予定）

⑷　配布方法

母子健康手帳配布及び１歳６か月健診時に手渡しするほか、市内教育・保育施設の利用世帯に配布する。また、市役所、支所のほか、保健センター・児童センター等、市内子育て関連施設の窓口に設置する。

3　規格

名　　称　姫路市子育てガイドブック
規　　格　Ａ４判、縦サイズ、無線綴じ
紙　　質　表紙：カード紙　２１０ｇ相当
　　本文：上質紙７０～９０ｋｇに準ずるもので、市と協議して定めること。
ページ数　９０～１００ページ程度（表紙、裏表紙及び広告を含む。）
刷 り 色　フルカラー

4　業務内容

⑴　ガイドブックの企画・制作業務

①　企画・制作業務

ア　市が提供した行政情報のデータ編集（デザインやレイアウトを含む。）

イ　イラスト・地図（市の子育て関連施設を明記したもの（保育所、学校、公園など））等の作成

ウ　表紙デザインの作成

表紙に姫路市子育て応援サイト「わくわくチャイルド」への誘導を促す旨を記載すること。

エ　校正

協働発行事業者が実施した編集・デザイン案に対して、市が３回以上の校正を実施する。なお、協働発行事業者による事前確認は別途実施するものとする。

②　掲載内容

ア　行政情報

「姫路市子育てガイドブック（令和８年９月発行)」に準じた内容・情報を更新して掲載すること。ガイドブックの制作に必要な行政情報（図表や写真を含む。）については、市が電子データ等で提供する。

※　令和８年度姫路市子育てガイドブックについては、市ホームページに掲載あり
https://www.city.himeji.lg.jp/waku2child/0000013402.html

イ　おでかけ情報

子育て関連施設（文教施設、公園等）の場所が分かるマップ及び施設概要を掲載すること。

ウ　育児・子育て情報

乳幼児の食事、子どもの権利、男性の育児参加、イベント情報などの育児・子育て情報について提案し、市と協議の上、掲載すること。

③　留意事項

ア　子育て世帯に対し、市の子育てに関する情報を総合的にわかりやすく伝え、必要な情報を検索しやすい冊子とすること。

イ　文字・写真・イラストの大きさ、配列及び配色については、ユニバーサルデザインに配慮し誰もが見やすい視認性の高いものとすること。

ウ　市が過去に発行した同様の子育て冊子の内容に捉われず、協働発行事業者の独自性や市の特性を反映した制作に努めること。

⑵　広告の募集、審査、掲載

①　広告主の募集・広告制作は協働発行事業者が行うこと。

②　掲載する広告は、子育て世帯に有益と認められる広告を中心に選定すること。また、広告の掲載に当たっては、「姫路市広告事業実施要綱」及び「姫路市広告掲載基準」の規定を遵守することとし、広告内容について事前に市の承認を受けること。審査の結果、掲載不適合と判断された場合は、協働発行事業者は広告内容の修正又は広告主の変更をしなければならない。この場合において生じる経費は協働発行事業者の負担とする。

③　ガイドブックの全紙面（表紙を含む。）に対する広告の割合は、３０％程度（面積比）とし、掲載位置等については、市と協議の上、決定すること。

※表紙への掲載は不可とするが、表表紙裏、裏表紙、裏表紙裏への掲載は可とする。

④　ページの途中に広告を掲載する場合は、ページの下から１／４以下までとする。なお、各章等が切り替わる際に生じる余白部分や巻末等はこの限りではない。

⑤　広告募集及び内容に関する一切の責任は、協働発行事業者又は広告主が負うものとし、市は一切の責任を負わない。

⑥　広告主に対し審査規定や免責事項を十分に説明した上で契約を締結し、適切に校正・進

行管理を行うこと。広告原稿の作成から市・広告主による最終確認まで、発行工程に遅延なく完遂すること。

⑦　広告料の請求、回収、督促等の一切の業務を協働発行事業者の責任で行い、万一未入金が発生しても市へ費用請求はしないこと。広告収入の多寡によらず、冊子制作及び納品に係る全費用を協働発行事業者が負担すること。

⑶　印刷・製本

３規格に定める規格にて、印刷・製本を行うこと。

⑷　納品

①　納品時期

毎年９月下旬頃までに完成した冊子を②納品場所のとおり納品すること。

②　納品場所

別紙「令和９年度版姫路市子育てガイドブック納品場所及び納品部数一覧（予定)」のとおり。冊子は、５０部ごとに梱包し、搬入・積み下ろし作業を含め、協働発行事業者の責任において納品すること。

※令和１０年度版及び令和１１年度版の納品場所及び部数は、市と協働発行事業者が別途協議の上、決定する。

③　電子データ

協働発行事業者は、完成した冊子をＰＤＦ形式でＣＤ－ＲＯＭなどの媒体に収録して、すこやか子育てセンターに納品するものとする。なお、ＰＤＦデータは、表紙・裏表紙を含む全ページを１つにまとめたもの及び章ごとにまとめたものの２種類を納品すること。

5　費用負担

⑴　広告の掲載により広告主から得られる収入は、協働発行事業者に帰属する。

⑵　ガイドブックの企画、編集、印刷、製本、納品等に係る費用は、協働発行事業者が募集する広告収入にて全額賄うこととし、市はこれに係る一切の費用を負担しない。

⑶　協働発行事業者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において、本業務を履行すること。

6　著作権

本業務の成果物（レイアウト、イラスト、編集データ等）のうち、市が作成し、又は市が提供した資料、写真、原稿その他本市に著作権が帰属する部分に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条を含む。）は引き続き市に帰属し、本業務により協働発行事業者が新たに作成した部分に係る著作権は協働発行事業者に帰属する（本市が著作権を有する部分は除く。）。

ただし、協働発行事業者は、市に対し、市ホームページへの掲載、広報ひめじ等での周知、その他行政目的の範囲内における無償での複製、公表、利用を期限の定めなく許諾するものとする。なお、協働発行事業者は、当該利用について著作者人格権を行使しないものとする。

7　責任分担及び問合せ等の対応

⑴　子育て支援情報など行政情報に関する責任は市が負うこととし、問合せ等があれば市が対応する。

⑵　冊子に掲載する広告内容など行政情報以外に関しては協働発行事業者が責任を負い、問合せ等があれば協働発行事業者が対応する。

⑶　協働発行事業者の責めにより、第三者に損害を与えた場合や納期遅延が発生した場合は、協働発行事業者がその責任と負担において解決を図り、市に生じた損害を賠償すること。

⑷　広告主の確保不足や、不足を理由とした実施の中止・遅延は認められない。

8　その他

⑴　本要求水準書は、ガイドブックの制作に係る基準を示すものであり、規格や発行部数等、これに示す水準を上回ることを妨げるものではない。

⑵　制作に当たり、全般にわたって市と協働発行事業者が連絡、調整しながら行うものとする。

⑶　本要求水準書に定めのない事項については、必要に応じて協働発行事業者と協議の上、定めるものとする。

⑷　業務の主要な部分を一括して第三者に委託することは禁止する。